

子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会
ワーキンググループ最終報告書

2022 年 5 月 26 日

ワーキンググループの構成

1. 包括的なガイドブックの作成と普及の必要性 - P3
2. 外あそびをサポートする人材の養成・確保 - P5
3. デジタルデバイスの適度な利用と外あそびの重要性 - P8
4. 校庭開放利用の促進 - P14
5. 園庭利用の促進 - P18
6. 公園利用の促進 - P20
7. 新たなあそびの環境整備 - P23
8. 地域に根付いた意識改革
 - 保護者・保育士・教育者 - P25
 - 行政・地域住民 - P27

ワーキンググループメンバーリスト

	所属	役職	氏名
1	根っ子育て Link 株式会社	代表	阿部玲子
2	京都ノートルダム女子大学	教授	石井浩子
3	小平市立小平第十二小学校	主任教諭	板口真吾
4	前橋研究室	議員	井上博隆
5	社会福祉法人心育会	代表	鵜飼真理子
6	株式会社ジャクパ	取締役	梶 真人
7	正雀ひかり園	園長	國領美佐子
8	新渡戸文化短期大学	准教授	小山玲子
9	法泉寺保育園	園長	佐々木幸枝
10	はたの保育園	園長	笹間奈緒美
11	えひめこどもの城	園長	敷村一元
12	一般社団法人日本プレイワーク協会	代表理事	嶋村仁志
13	ローカルフードサイクリング株式会社	代表取締役	平由以子
14	株式会社ジャクパ	専務取締役	高島 勝
15	NPO 法人三重県生涯スポーツ協会	理事長	竹田昌平
16	株式会社 Deportare Partners	代表	為末 大
17	和修会つるまち海の風保育園	保育士	塚本亮太
18	谷口学園幼保連携型認定こども園文の里幼稚園	事務長	野村卓哉
19	放課後 NPO アフタースクール	代表理事	平岩国泰
20	筑波大学	准教授	平岡孝浩
21	玉成保育専門学校	教員	廣瀬 団
22	新渡戸文化短期大学	講師	藤田倫子
23	早稲田大学	教授	前橋 明
24	植草学園短期大学こども未来学科	教授	松原敬子
25	MORIUMIUS	フィールドディレクター	油井元太郎
26	株式会社ジャクエツ	常務取締役	吉田 薫
27	Glocal Government Relationz 株式会社	代表取締役	吉田雄人
28	和修会つるまち海の風保育園	園長	若林仁子

WG1 - 包括的なガイドブックの作成と普及の必要性

1. なぜ包括的ガイドブックの作成が必要なのか

現状と課題

- ①今日の日本の子どもたちは、生活環境の著しい変化から、様々な健康問題を抱えている。その変化した生活環境を十分に考慮した外あそびの紹介や対応が求められている。
- ②子どもたちの教育・保育に携わる保育者や指導者となる若者たちの生活は夜型化している。また、指導者自身の遊び込み体験の少なさから、子どもたちがワクワク・ドキドキするようなあそびが提供できない現状がある。
- ③保育・教育現場の指導者は、外あそびの重要性や、外あそびのレパートリー、運動・栄養・休養を考慮した生活リズムの関連性など、子ども時代の健康づくりや外あそびに関する理論の研鑽が必要である。
- ④子どもたちにとって大切と考える「外あそび」や「公園利用促進」の重要性や必要性、子どもの健全育成理論について、多くの人に普及していく資料が必要である。
- ⑤「外あそび推進スペシャリスト」養成のツールとして、外あそびのあり方や基本理念、あそびの方法や内容の基本、外あそび推進のポイント、指導上の留意事項などをまとめた「包括的ガイドブック」の作成が求められている。

2. 「子どもの成長のための外あそび推進ガイド」の内容について

「理論編」「外あそびの実践編」「資料編」の三編で構成されている。

理論編 （1章から6章）

- ①子どもが健全に育っていくために必要な「三間（サンマ）」と「外あそび」の重要性について
- ②子どもたちの問題を改善するために
「運動」の大切さを導入したキャンペーン「食べて、動いて、よく寝よう!」運動を、園と家庭、地域が連携し推進することが必要である。
- ③指導者は、子どもの発達プロセスを知り、一人ひとりの子どもの発達を考え、あそびを提供していくことが大切である。
- ④子どもにとっての外あそびの役割と効果について
- ⑤「外あそび推進スペシャリストに期待すること」として
運動指導に関する研修会に積極的に参加し、実践につなげていく必要性について示す。

⑥第7章から第10章までは、「公園利用の促進」として

公園遊具の意義と役割および全国の「身近な公園」での事例をもとに、公園利用の現状と課題を示す。

⑦子どものケガの手当て・対応と安全管理について

大きな事故やケガをしないような安全を考慮した準備と環境整備にも努める。

事故時、適切な判断と処置ができるように、応急処置の基本について、外あそび推進スペシャリストは学ぶこと。

⑧コロナ禍における外あそびと、それら実施上の留意事項について

外あそびの実践編（全8章）

幼児期から小学生時期のあそびについて、具体的にあそびを紹介

資料編

コロナ禍において行える安全な運動、外あそび、安全な公園の利用法

3. 今後の取り組みとして

子どもたちの安心・安全な居場所を確保し、外あそびを少しでも復活させていくことが、特にコロナ禍においては重要である。

子どもたちの教育・保育に携わる保育者や指導者は、コロナ禍における子どもたちのニーズを考慮した上で、健康管理上、大切な運動のあり方や具体的展開のし方、環境づくりの基本をしっかりと再考し、必要事項を広く普及する責務がある。

国の指導者層をはじめ、すべての大人たちが子どもの外あそびを大切にしようとする共通認識を持つためにも、積極的な研究と運動企画、実践、そして包括的ガイドブックを用いた人材育成、講習会を続けていく事が大切である。

WG2 - 放課後の地域活動における外あそびを推進・サポートする人材確保

1. 現状・課題

学童保育や児童館などの既存の放課後活動や自治体が設置するプレイパークは、外あそびの良い機会であるが、それを促すことのできる人材が不足している。人材確保において具体的に見られる問題としては、次のような点が挙げられる。

- (1) 学校教師、塾講師以外に、子どもに関わる仕事をしたい人は少なくない。しかし、現存する放課後関連の職種などでは、その待遇が十分でないことが多い。
- (2) 放課後の活動は、厚生労働省・文部科学省・内閣府の間で管轄が分かれており、人材確保をはじめとする課題の改善が進みにくい。
- (3) 自治体による外あそびを推進する事業が、人材確保の難しさから形骸化してしまう、あるいは継続ができないという状況が見られる。
- (4) 人材養成における課題として、保育・教育施設の指導者、放課後活動の従事者などの研修課程において、外あそびに関する項目が設けられておらず、指導者の間で外あそびの効能・重要性に関する認識が希薄である。

2. 目指すべき状況・構築されるべき環境

- (1) すべての子どもが、市町村をはじめとする自治体などが提供する場で、身近に外あそびができる環境を整備することが望まれる。
- (2) 自治体の提供する場や保育・教育施設などの外あそびに適した環境において、ゲームやその他の室内あそびと比べて、子どもたちが外あそびをしたいと思うよう、外あそびの魅力を子どもたちに伝え、外あそびに引き込む人材が十分に配置されていることが望ましい。

3. 外あそび人材に求められる能力

- (1) 子どもへの理解：心身の発達過程、行動習慣を理解した上で、子どもと関わる方法を理解している。
- (2) 基本的な体力：屋外環境において、子どものあそびを支援できる基本的な体力がある。
- (3) 視野の広さ：全体を広く見渡し、判断・行動できる観察力や判断力があり、危険が予知できる。
- (4) 冷静さ：臨機応変に対応することができる。
- (5) コミュニケーション能力：子どもや保護者などと円滑にコミュニケーションがとれる。
- (6) 危機管理能力：日常的なケガへの基礎的な対応、防災知識に基づく適切な行動ができる。

4. 外あそび人材の採用・育成について

- (1) 短期的には、子どもと接する仕事をしている既存人材への研修により、外あそびへの理解を深める必要がある。（「外あそびを支える人材マップ」を作成）
- (2) 長期的には、体系的な研修プログラムや資格制度の策定が求められる。

- (3) 新規採用の段階では、性格の適性や能力を見極めるために、有期雇用や現場実習などの活用が望ましい。
- (4) 幼児や児童向けの体育指導者派遣企業には、適任人材が多い可能性がある。
- (5) 子どもの保育・教育などに従事する既存人材は、子どもに関する基本的な知識・態度を備えている一方、「教える」と「あそびを促す」際に求められる能力や考え方では異なる部分もあることに注意が必要。
- (6) 外あそび人材に必要とされる能力を育むには、子どもの外あそびについてまとめられた「包括的ガイドブック」を活用した研修が必要。
- (7) 外あそび人材が安心して活動でき、健全に人材が活躍できる仕組みが維持されていくためには、個人に頼った取り組みではなく、組織への所属や行政のバックアップが必要。
- (8) 総合型地域スポーツクラブは、2022（令和4）年度より登録、認証制度が開始され、地域における公益的な取り組みの推進が目指されている。また、認証制度においては「子育て支援タイプ認証」が計画されていることや「楽しい運動あそび集」を発行する等、子どもの外あそびを推進する活動との親和性が高い。しかし、スポーツ関連の人材においても、子どもについての理解が乏しい可能性があり、「包括的ガイドブック」の理解が必要。

5. 解決策としての国の施策・制度への要望

- 1) 短期目標：関連性の高い既存人材に、外あそびに関する重要性の啓発、研修の機会を提供する。
 - (1) 配置人材の増加、既存職員の待遇改善、追加のトレーニング実施などのため、学童保育・放課後子ども教室など、既存の放課後プログラムへの予算配分を全体的に増やすことが必要。
 - (2) 子育て支援員を採用する認定こども園に、自治体から年額数百万単位の補助金が出る仕組みが存在する。この仕組みを参照し、外あそびに関するトレーニングを受けた人材を雇った施設に補助金を出すことも考えられる。
 - (3) 保育士や幼稚園教諭、小学校教諭などに関する各種指針において、外あそびを充実させることの内容や必要性を明記。保育所保育指針（厚生労働省）、幼稚園教育要領（文部科学省）、小学校学習指導要領（文部科学省）、幼保連携型認定こども園教育保育要領（内閣府・文部科学省・厚生労働省）など。
 - (4) 外あそびを充実させることの内容や必要性を各種研修の科目へ導入することの推奨。放課後児童支援員認定資格研修において、外あそびに関連する内容の導入について推奨する旨を主催者（都道府県）へ通知（厚生労働省）、児童厚生員に関する各種研修において、外あそびに関連する内容の導入について推奨する旨を主催者（児童健全育成推進財団）へ通知（厚生労働省）、子育て支援員研修において、外あそびに関連する内容の導入について推奨する旨を主催者（都道府県）へ通知（厚生労働省）、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などに関連した研修において、外あそびに関連する内容の導入について推奨する旨を主催者（都道府県）へ通知（スポーツ庁）。

- 2) 中長期目標：外あそびの重要性への理解を深め、子どもの自発的・主体的なあそびを促すための考え方・能力を身につけるための体系的な研修プログラムを策定する。使途としては、既存資格の養成プログラムへの追加、独立の資格策定など、様々考えられる。

3) 事例

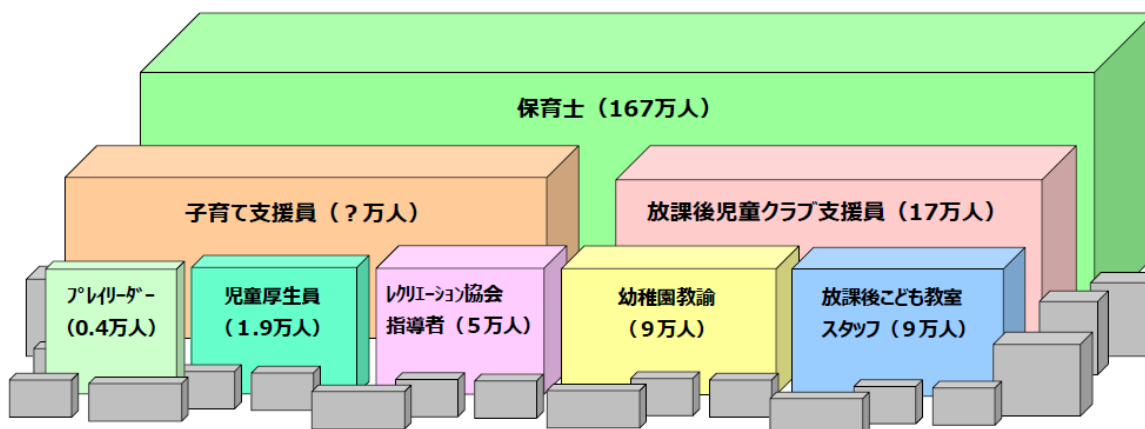
- (1) イギリス（文化省）では、あそびに適した環境づくり、あそびの促し方について、専門知識を備えたプレイワーカーが国家資格として存在し、国が規定する資格取得のための研修が存在する。
- (2) 保育・教育施設、学校施設を活用したアフタースクール、冒険あそび場事業、コミュニティスクール等について人材確保・活用の実態がある。

外あそびとの親和性が高い既存人材や団体の例として、放課後子ども教室スタッフや放課後児童クラブ支援員、児童厚生員などがある。

外あそびを支える人材マップ（有力人材の絞り込み）

指導対象 年齢	職種・資格	人数 (推計値)	所管	内容	外あそび人材確保の 可能性（継続的）	評価	備考
6-12歳	放課後子ども教室スタッフ	9万人	文部科学省	放課後子ども教室の運営に参画する管理者・指導者	予算があれば可能性あり、場所は学校校庭活用	◎	放課後子ども教室（18,301ヶ所）
6-12歳	放課後児童クラブ支援員	17万人	厚生労働省・都道府県	放課後児童クラブ職員	予算があれば可能性あり、場所は学校校庭活用	◎	放課後児童クラブ（26,625ヶ所）
6-18歳	児童の遊びを指導するもの（児童厚生員）	1.9万人	厚生労働省	児童館の職員で、あそびの指導及びソーシャルワーカー	予算があれば可能性あり、場所の課題あり	○	4,398ヶ所
0-12歳	冒険あそび場 関係者・プレイリーダー	0.4万人	日本冒険遊び場づくり協会	冒険遊び場づくりを通して豊かな社会の実現を目指す	連携による情報提供、人材育成の協働を検討	○	約400ヶ所
3-6歳	幼稚園教諭	9万人	文部科学省	幼稚園の先生	業務多忙、外あそび研修による意識向上	○	
0-6歳	保育士	167万人	厚生労働省	保育	潜在保育士多数、保育中の外あそび推進は可能	○	
0-6歳	子育て支援員	?万人	都道府県・市町	保育補助	連携による情報提供、人材育成の協働を検討	○	保育士とは違い民間資格
全世代	日本レクリエーション協会（レクリエーション・インストラクター含む）	5万人	日本レクリエーション協会・各県傘下協会	スポーツやゲーム、歌、集団遊びなどの指導	連携による情報提供、人材育成の協働を検討	○	

その他 学校運営協議会委員、PTA、スポーツ推進員、総合型地域スポーツクラブ、ジュニアスポーツ指導員、子ども劇場、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、おやじの会、日本青年会議所などの関係者



WG3 - デジタルデバイスの適度な利用と外あそびの重要性ワーキンググループ

デジタルデバイスの過度な利用によりもたらされる心身への影響については、多くの保護者や教育者が懸念しているが、その影響に関するエビデンスは、まだ十分に議論されていない。本ワーキンググループでは、デバイスの過度な利用がもたらしうる子どもの健全な成長への影響について、海外の研究や調査の結果をまとめ、その影響をいかに外あそびが打ち消しうるかについて検討し、デバイス利用と合わせて、外あそびが奨励されることの重要性について確認した。

1. 子どものデバイス利用の現状

早稲田大学前橋明研究室が行った調査結果より、新型コロナウイルス感染症パンデミック前である2020年2月と、パンデミック中で臨時休校があった2020年5月の小学生のメディア利用時間および戸外での運動時間を比較したところ、男子・女子ともに、メディア利用時間が戸外運動時間に比べて何倍も長いことが分かった(図1, 図2)。パンデミック中においては、さらにメディア時間がどの学年でも約2倍に増え、戸外運動時間も、比例して長くはなっているものの、メディア時間に比べて圧倒的に少なかった。

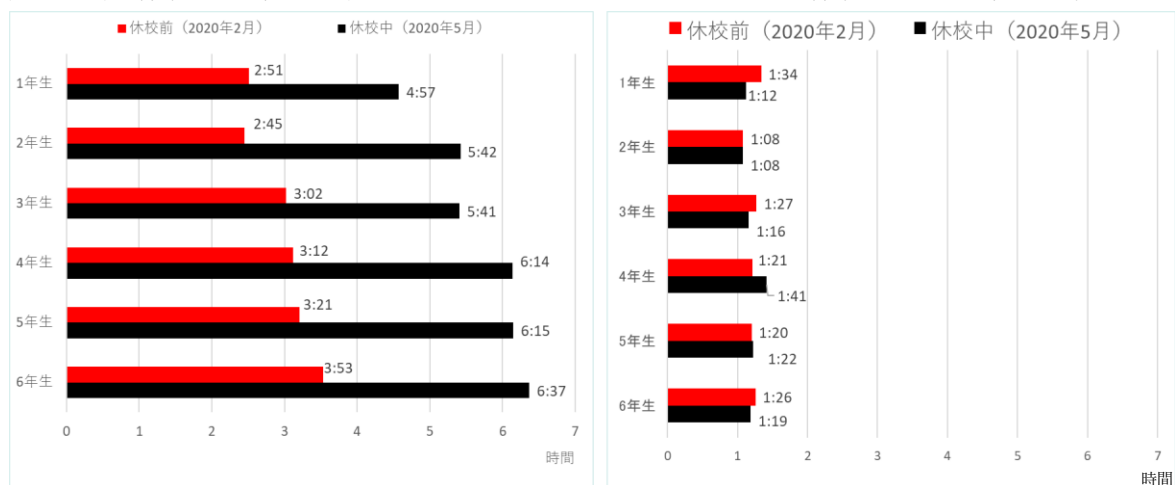


図1 合計メディア利用時間および戸外あそび時間【男児】

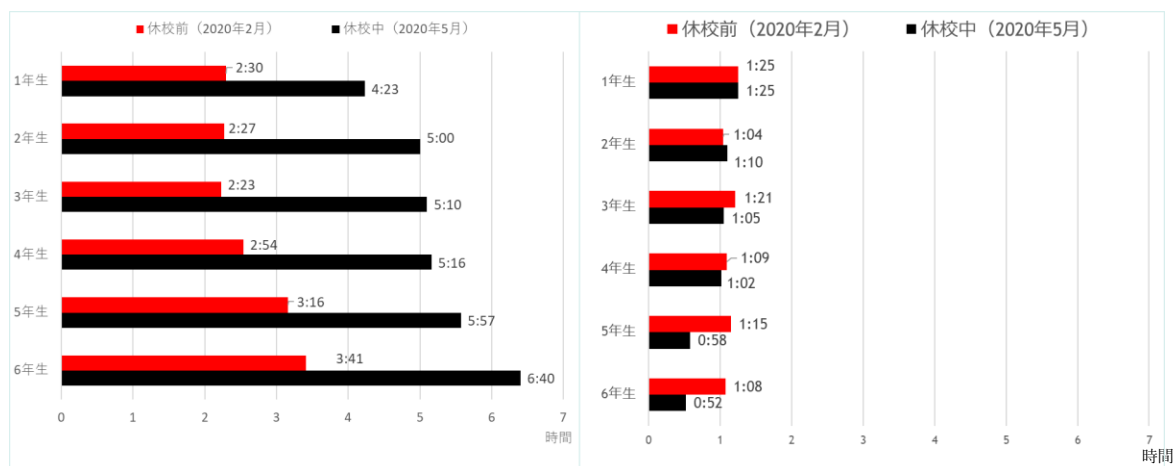


図2 合計メディア利用時間および戸外あそび時間【女児】

- 合計メディア時間は、テレビ、ビデオ、スマートフォン、タブレットでの動画視聴時間やゲーム時間の合計
- 埼玉県所沢市の公立学校 3 校の生徒 男子：777 人 女子：736 人

こうした中、デバイスの長時間利用がもたらす負の影響への保護者の懸念はますます高まっている。2022 年のアマゾンジャパンが行った調査では、69.3%の保護者が子どもにデバイスを渡すことに躊躇があり、具体的な心配として、主に下記のものが挙げられた。

- 「身体的影響（視力や姿勢など）がないか」（未就学 68.0% 低学年 51.5% 高学年 53.9%）
- 「子どもの知能や心の発達に与える影響」（未就学 34.0% 低学年 29.1% 高学年 22.8%）

2. デバイスの過度な利用による影響と外あそびの効能

海外の研究においては、懸念されるデバイス利用の負の影響が多く報告されている。そして、外あそびには、そのほとんどの負の影響を打ち消す効能があることも、またさまざまな研究によって示されている。

① からだへの影響

• 目

デバイス使用時間の増加と屋外で過ごす時間の著しい減少は、近視を発症させるリスクを高める。一方、1 日 2 時間の外あそびは、近視の発症や進行を抑制し、子どもの近視リスクを低下させる。

• 骨格

長時間のデバイス使用は、姿勢に影響し、子どもの頭部や頸部屈曲を引き起こす可能性がある。一方、屋外での身体運動は、循環器系や筋骨格系の発達、自律神経機能の亢進を促す。

② 脳への影響

• 言語の発達

長時間のデバイス使用により、言語発達の遅れのリスクが上がる。米国小児学会は、2017 年の年次学会において、デバイスの利用 30 分ごとに、表現面での言語発達が遅れるリスクが 49%上がるという調査結果を報告した。一方、仲間との外あそびは、五感を最大限に刺激し、仲間への言語表現を通じて言語発達を促す。

• 認知能力・実行機能

幼児期におけるデバイスの長時間利用は、読解力をはじめとする認知能力の発達を遅らせ、その後の実行機能発達にもネガティブな影響をもたらす可能性がある。シンガポールの The Center of Holistic Initiatives for Learning and Development (CHILD)は、認知機能への影響を示すエビデンスから、18 か月未満の子どもには受動的なデバイス使用はさせるべきではなく、18~36 ヶ月の子どもでは、親が見ていない中での受動的なデバイス使用は 1 日一時間未満とすべきであるとしている。一方、ワクワクして熱中する外あそびは、子どもたちのエネルギーをしっかりと発散して情緒を安定させ、さらに時間の流れや空間を把握することから、認知能力や実行機能の発達を促すものである。

• 依存性

過度もしくは病的なインターネット依存には、執着や、気分のムラ、耐性の発達への影響、引きこもり、機能障害など、薬剤依存やギャンブル依存と共通する特徴がある。野外活動、自然体験活動は、ネット依存の克服・治療に有効である。

③ ところへの影響

- 非認知能力

長時間のデバイス利用は、幼児・児童の社会順応性や行動に問題がある可能性を示唆している。中国の研究では、3歳児における比較で、デバイス使用時間が急速に増加したグループは、増加が緩やかなグループに比べて、社会順応性に問題がある割合が3倍多く、行動に問題がある割合が、2.4倍多かった。一方、ルールのない自由なあそびは、前頭葉の発達を促し、社会適応、学業において重要な感情のコントロールや計画性、問題解決能力を高める。また、幼少期の運動は、知覚・感情的発達を促すことから、外あそびは、コミュニケーション力や認識力、他者のニーズを理解する力など、社会性の発達に極めて重要である。

- 幸福度

1日2時間以上のデバイス利用時間がある子どもは、人生の満足度や楽観性が低い可能性がある。一方、1日2時間以下のデバイス使用者は、2時間以上のデバイス使用者と比較して、幸福度が高かった。さらに自然や屋外でのレクリエーション活動を行うと、エネルギーの回復、ストレスや不安の解消、幸福度の向上につながり、集中力や効率性が高まる。また、運動頻度が多い人ほど、メンタルヘルスが良好な傾向があることが分かっている。

④ 生活習慣への影響

- 睡眠

長時間のデバイス使用により、睡眠の量や質が低下するため、翌日の覚醒に影響し、注意力が低下する。乳幼児期におけるデバイス使用の習慣は、就学時期以降の行動面での発達や生活習慣にネガティブな影響を与える。一方、太陽光を浴びることで、子どもの体内時計が調整され、睡眠不足が解消されるため、生活リズムの悪循環が改善する。健全な生活リズムと外あそびの実践は、自律神経の発達を促し、体調・情緒を安定させる。

- 栄養

デバイスの過度な使用は、睡眠や栄養状態に悪影響を与え、健康を脅かすリスクとなりうる。一方、太陽光に当たることで生成されるビタミンDは、たんぱく質の働きを活性化し、カルシウム・リンの吸収を促進するため、正常な骨格と歯の発育を促す。

- 運動時間

幼児期における過度なデバイス使用により、座って行う行為の時間が長くなるため、軽度の身体運動時間が短くなり、数年後も、中強度の身体運動時間が短くなるという研究結果がある。つまり、幼児期におけるデバイス使用時間は、身体運動時間に置き換わる可能性がある。一方、脳・神経機能の発達が著しい幼児期に、外あそびや運動を積極的に行うことは、その後の運動能力発達の基盤となり、幼児期以降の身体能力の向上に繋がる。

3. 政府への要望

デバイスが生活に浸透している現状、その利用を避けることは極めて難しい。しかし、過度な使用がもたらしうる、子どもの心身への負の影響も多くの研究で示されており、デバイスの長時間使用は、子どもの健

全な成長の妨げとなることが分かっている。一方、上記で示したように、外あそびはその負の影響を打ち消す効果があるため、子どもの健全な成長を守るためには、デジタル使用と合わせて実践される必要がある。

したがって、政府が策定する、子どものインターネットや ICT 関連の施策・ガイドラインにおいて、デジタルデバイスの適度な使用と合わせ、一定時間（近視抑制の観点からは 1 日 2 時間）の屋外活動（外あそび）を行うことを推奨することが必要である。

また、デバイスやコンテンツを提供する企業が、外あそびの重要性を伝えるセーフティコンテンツを提供することを国が義務化することにより、デバイスの利用と外あそびを合わせて行っていくことで、子どもの健全な成長を守っていくことが求められる。

4. デバイス使用・外あそびに関する海外の施策・方針・ガイドライン

① 目の健康関連

● 台湾

1980 年代から教育省、健康省の主導で開始した、「台湾学生視力ケアプログラム（Taiwan Student Vision Care Program TAVCP）」において、2010 年教育省スポーツ庁が、1 日 2 時間以上の外あそびの推奨を TSVCP に組み込んだ Tien Tien 120 Outdoor Program を実践。2013 年、スポーツ庁長官は、体育の時間を活用した 1 日 2 時間の外あそびが、近視の新たな発症を半分に抑えるという調査結果を発表した。

● 中国

2019 年、北京は、2030 年までに 6 歳以下/小学生/中学生/高校生の子どもの近視を、それぞれ 3%/38%/60%/70% 以下に抑える等、子どもの近視予防のための新目標を設定し、10 の具体的な施策として下記を策定した。電子機器を使った授業時間の制限、小学生には書き物の宿題を課さない、小学校入学前の子供の電子機器の使用時間制限（1 時間以内）、8 歳以下の子供はテレビゲーム禁止、小学生は一日 1 時間・幼稚園児は 2 時間以上の外あそびをさせる、目に良い栄養のある食事、一定以上の睡眠時間の確保など。

● シンガポール

2001 年に、国を挙げた「国家近視予防プログラム」がスタート。生徒、保護者、教師を対象とする啓発活動や学校での定期的な視力検査を実施。それまで主流であった目を酷使する精密作業の制限に代わり、子どもの外あそびを推奨し、デバイス使用の削減を推奨。プログラム実施の結果、小学生の近視の割合は、2004 年の 37.7%から 2015 年 31.6%に減少した。

● 米国

米国医師会は、2017 年、子どもの近視予防のために、デバイスの使用時間を減らし、屋外活動時間を増やすことを求める方針を出した。

②生活習慣関連

● シンガポール

シンガポール医学アカデミーは、2022 年 1 月に、幼児期における健康の増進と維持に関するガイドラインを発表し、身体運動、睡眠や食習慣に関する包括的なアプローチを提示。そこには、外あそびの推奨も含まれている。

- 米国

米國小児学会は、2 歳未満の幼児は、ビデオチャット以外のデバイスの使用を避けること、また 2 歳から 5 歳までの子どもは 1 日 1 時間以下にデバイスの使用を制限し、またコンテンツも高度な内容のものとすることを推奨。また、デバイスの使用時間の制限とともに、1 日 1 時間の身体運動時間の確保を推奨する。

- カナダ

カナダ運動生理学会（CSEP）およびカナダ小児科協会（CPS）は、乳児はデバイスの視聴を避け、幼児は 1 時間未満、学齢期の青少年は 2 時間未満（CSEP のみ）を推奨。画面の前での長時間座位を制限（CSEP）や健全な画面視聴の手本を大人が示すこととする。

- オーストラリア

政府保健省は、乳児（12 か月未満）はデバイスの視聴を避け、12～24 か月の乳児、幼児は 1 時間未満、学齢期の青少年は 2 時間未満（エンターテインメント番組）を推奨。

- ニュージーランド

保健省は、乳児はデバイスの視聴を避け、幼児は 1 時間未満、学齢期の青少年は 2 時間未満（レクリエーションとして）推奨。CSEP(カナダ)のガイドラインを採用。

- ドイツ

連邦保健省は、乳児はデバイスの視聴を避け、幼児は 30 分、学齢期の青少年は 1 時間（小学生）2 時間（青年）を推奨。2 歳未満児には、テレビを背景画像として使うことも含め、映像を全く見せないこととする。

（出典一覧）

- アマゾンジャパン合同会社「[子どものデジタルデバイスの利用と子育てに関する調査](#)」（2021 年）
- Association between digital smart device use and myopia: a systematic review and meta-analysis, Lancet Digital Health 2021;3:e806–18
- Are digital devices a new risk factor for myopia?, Published Online October 5, 2021
- S2589-7500(21)00231-4 季成叶 | 我国中小学生视力不良和疑似近视流行现状
- ZHANG Yean, SHANG Chendi, CHEN Binxu, DU Kai, HUANG Xiaoyan. A review of domestic and international studies on the effects of e-gaming and video game behavior on the visual health of children and adolescent
- Association between digital smart device use and myopia: a systematic review and meta-analysis, The Lancet Digital Health, 2021: October 05, Joshua Foreman, PhD
- The Relationship Between Screen and Outdoor Time With Rates of Myopia in Spanish Children, Frontiers in Public Health, 14 October 2020, Cristina Alvarez-Peregrina
- Myopia incidence and lifestyle changes among school children during the COVID-19 pandemic: a population-based prospective study, British Journal of Ophthalmology 2021: August
- Effects of smartphone screen viewing duration and body position on head and neck posture in elementary school children, the National Library of Medicine, . 2022;35(1):185-193. doi: 10.3233/BMR-200334.
- An analysis of the correlation between physical activity and myopia in elementary and middle school students, YANG Dongling, 教育生物学杂志. 2016,4(01)
- How does spending time outdoors protect against myopia? A review, British Journal of Ophthalmology 2020; 104:593-599. Gareth Lingham

- Update and guidance on management of myopia. European Society of Ophthalmology in cooperation with International Myopia Institute, European Journal of Ophthalmology, 2021: March 05
- Why children need to play outside – now more than ever! Outdoor Play Canada, 2022 (BC Aboriginal Childcare Society)
- Handheld screen time linked with speech delays in young children, American Academy of Pediatrics, May 2017
- Brain health consequences of digital technology use. Gary W. Small. Dialogues Clin Neurosci. 2020 Jun; 22 (2) 179-187.
- The research on the effects of screen exposure on early childhood development, ZHAO Jin, 上海交通大学
- Impact of screen viewing during early years on cognitive development. Centre for Holistic Initiatives for Learning and Development. (2021, July).
- The Effects of Physical and Outdoor Play on Young Children's Development; Center for Early Childhood Education (CECE), Eastern Connecticut State University, Dr. Jeffrey Trawick-Smith, 2015
- Play = Learning: How Play Motivates and Enhances Children's Cognitive and Social-Emotional Growth. Dorothy G. Singer, Roberta Michnick Golinkoff, and Kathy Hirsh-Pasek, Oxford Scholarship Online 2006
- 6 reasons children need to play outside, Harvard Health Publishing, 2020
- ネット依存対策キャンプ実施運営マニュアル (国立青少年教育振興機構)
- Gary W. Small. Brain health consequences of digital technology use. Dialogues Clin Neurosci. 2020 Jun; 22 (2) 179-187.
- The research on the effects of screen exposure on early childhood development, ZHAO Jin, 上海交通大学
- Screen time and extracurricular activities as risk and protective factors for mental health in adolescence: Eva Oberle, A population-level study. Prev Med. 2020 Dec;141:106291
- Yogman, M. et al. 2018, 'The Power of Play: A Pediatric Role in Enhancing Development in Young Children,' Pediatrics 142 (3)
- 'Physical Activity and Cognitive Functioning of Children: A Systematic Review,' Int J Environ Res Public Health 15(4): 800. Outdoor Play: A Window on Social-Cognitive Development. Bidzan-Cluma, L; Lipowska, M. 2018, Dimensions of Early Childhood, v23 n1 p27-31 Fall 1994
- スポーツ庁「平成 30 年度体力・運動能力調査結果」
- Evening use of light-emitting eReaders negatively affects sleep, circadian timing, and next-morning alertness. Anne-Marie Chang, PNAS. December 22, 2014; 112 (4) 1232-1237
- Association Between Portable Screen-Based Media Device Access or Use and Sleep Outcomes, A Systematic Review and Meta-analysis. Ben Carter, PhD, JAMA Pediatr. 2016;170(12):1202-1208.
- The research on the correlation between language development and screen exposure for the children aged 1 to 3 years, XIAO Danxia, LI Hong. Chinese Journal of Child Health . 2021,29(02)
- The Relationship Among Screen Use, Sleep, and Emotional/Behavioral Difficulties in Preschool Children with Neurodevelopmental Disorders. Journal of Developmental & Behavioral Pediatrics, 40(7), 519–529.
- Excessive screen use and gaming considerations during #COVID19, WHO 2020
- Associations between early-life screen viewing and 24 hour movement behaviours: findings from a longitudinal birth cohort study. Chen, B., Bernard, The Lancet Child & Adolescent Health, (2020). 4(3), 201–209.
- The Sleep Judge “4 Reasons Why You Need Morning Sunlight To Sleep Better” Lin, Y; 2018, 'Bi-directional association between sleep and outdoor active play among 10–13 year olds,' BMC Public Health 18(1)
- 河合雅彦、2017、「【紫外線の健康影響-その功罪を考える-】紫外線とビタミン D ビタミン D 欠乏性くる病が増えている（解説/特集）」、環境と健康 30 巻 2 号
- スポーツ庁「平成 30 年度体力・運動能力調査結果」

<海外施策・方針・ガイドライン>

- <http://aes.amegroups.com/article/view/4010/html#B21>
- <https://www.chinadaily.com.cn/a/201911/08/WS5dc4fea2a310cf3e35576381.html>
- <https://www.aao.org/eye-health/tips-prevention/computer-usage>
- <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/31680176/>
- https://www.health.gov.au/health-topics/eye-health?utm_source=health.gov.au&utm_medium=callout-auto-custom&utm_campaign=digital_transformation
- <https://www.ams.edu.sg/latest-news/launch-of-singapore-integrated-24-hour-activity-guidelines-for-children-adolescents-7-to-18-years>
- <https://www.healthychildren.org/English/family-life/Media/Pages/Where-We-Stand-TV-Viewing-Time.aspx>
- Gottschalk, F.(2019), "Impacts of technology use on children: Exploring literature on the brain, cognition and well-being", OECD Education Working Papers, No.195, OECD Publishing, Paris

『デジタル時代に向けた幼児教育・保育 人生初期の学びと育ちを支

WG4 - 校庭開放の促進

地域の小中高等学校の学校体育施設（屋外運動場、体育館、プール等）は、日本のスポーツ施設の約6割を占めており、地域における最も身近な運動場と言える。中でも、小学校児童にとって、全国19,525校ある国公私立小学校の屋外運動場（校庭）は、子どもたちにとって最も身近で、自由かつ安全に遊べる場所であるとともに、放課後の居場所としても重要な場所である。小学校児童にとって最も身近な校庭が積極的に活用され、子どもたちの自由な外あそびが促進されることは、子どもの健やかな成長を促すとともに、子どもたちにとって安全で安心な居場所づくりにもつながると言える。

1. 校庭開放の現状

全国の国公立小学校の約8割の学校が校庭開放を実施しているものの、その校庭が個人や子どもたちの自由なあそび場として活用されているケースは少ないという実情がある。たとえ、活用されていても毎日ではないため、子どもたちの自由なあそび場としての日常的な利用が難しい状況である。

スポーツ庁の平成29年度「体育・スポーツ施設現況調査」では、体育館の例ではあるが、個人開放が約2割であり、9割の小中学校で開放が進んでいる体育館の個人利用の割合の低さを踏まえると、校庭の個人利用も同様の状況であることが推測できる。また、弘前市で平成26年に行われた調査では、小・中学校で学校施設（校庭および体育館）の個人開放が行われている自治体は、約2割ほどであった。千代田区の報告書（平成24年）では、「学校の校庭開放では、部活動が突然入ってしまい、使えなくなることがよくあるので、週末に必ず使える所があるのは、とてもありがたい。」「小学校の校庭は、休日かなりの割合で野球部等が利用しており、あそび場としての利用は難しい」という保護者の声も示されている。

そのような中、保護者による校庭開放の促進を要望する声が多いことが、自治体が行う複数のアンケートで示されており、校庭の個人への自由開放は、外あそび促進の上で非常に重要であることがわかる。

- 神奈川県寒川町のアンケート（平成31年実施）：子どものあそび場について「子どもにとって身近な小学校の校庭を開放するとよい」との回答が最多。
- 町田市のアンケート調査（平成27年実施）では、「学童に入っていない子、入れない子どもたちが、放課後、夏休み等を安全に過ごせる場の提供をしてほしい。」との要望。
- 大阪府島本町のニーズ調査（平成31年実施）では、「小学校で校庭開放を多くするなどしてはどうでしょうか？四小は金曜日のみしかありません」「小学校に入ると放課後のあそび場が無く、不安です。毎日校庭を開放してほしいです。」「土日の学校の校庭を開放し、自由に遊べる様にしてもらいたい。」「遊ぶ場所がないので、放課後・休日の小学校の校庭開放を行ってほしい。」等の声。
- 小平市立小平第十二小学校におけるアンケート（令和4年実施）では、「外あそびができる場所がないので、学校施設が使えるといい。」との声。

2. 校庭の自由開放における課題

校庭の個人・自由開放促進の妨げとなっている下記の課題がある。

1) 見守り人材の確保の問題

- 校庭の自由開放が行われると、開放中の子どもの見守りやケガ・トラブルへの対応、器物破損など、学校側に、職務以外の負担や責任が増えるのではないかという心理的ハードルがある。
- 放課後における学校の負担軽減という観点からも、放課後児童クラブ（学童）や放課後子ども教室といった国が主導する放課後事業は、外あそび機会の確保に最も適していると考えられる。しかし、放課後子ども教室に関しては、毎日実施されているところは少なく、月に1回、少ないところは年に1回しか開催されていない現状がある。また、配分される予算が少ないため、職員はボランティアによる実施が多く、職員の離職率が高いことも加わって、持続的な運営自体が危うい実情である。職員の離職率が高いため、研修やトレーニングにも十分なりソースが割かれておらず、人材や施設にノウハウが蓄積されにくい問題もある。
- 校庭の自由開放を見守る人材（指導者）や利用する子どもたち・保護者が安心できる保険・補償の仕組みが不十分である。子どもたちは、学校（園）の管理下では、登下校や放課後を含めて災害共済給付を支払う制度があるが、学校（園）の管理外の活動においては、各自が傷害保険や個人賠償責任保険への加入を検討する必要がある。校庭の自由開放を見守る人材（指導者）は、被保険者が社会教育活動に起因して発生させた対人・対物事故について、法律上の損害賠償責任を負った場合に、補償される保険に加入する必要がある。

2) 地域スポーツクラブや地域住民利用との共存の問題

- 校庭開放は、多くの自治体で、登録された既存の地域スポーツクラブに利用されていることが多く、スポーツクラブに加入していない（加入できない）子どもたちが自由にからだを動かして遊ぶ自由開放の時間は確保されていない。
- スポーツ基本法第7条において、民間事業者との連携・協働が努力義務として定められているにもかかわらず、既存の地域スポーツクラブの利用が多いため、自由開放に必要な見守り人材確保のための民間事業者参入が難しい。
- 地域スポーツクラブの活動には、受益者負担の問題があり、経済格差が子どもたちの運動機会の差（体験格差）として表れてしまう。

3) 外あそびの行い方や魅力がわからず、子どもが遊ばない・遊べない問題

テレビゲームやスマホゲームのような室内あそびをする子どもが増加したことや、あそびを伝える役割を担うべき大人のあそび込み体験の少なさ等が要因となり、子どもたちが外あそびの行い方やその魅力がわからず、校庭を自由開放しても利用されない状況が大いにある。

3. 校庭の自由開放促進のために必要な施策

校庭の自由開放を促進するためには、下記の施策が講じられる必要がある。

1) 放課後事業の予算拡充を通じた、外あそびをサポートする人材の配置

- 学校側の負担を軽減しながら、放課後の子どもの外あそび機会を確保するためには、安全・防犯面において、子どもたちを見守り、あそびを伝承する人材、「外あそび子ども応援団（仮称）」を校庭開放に配備する必要がある、そのためには放課後事業の予算を拡充することが求められる。

- こうした人材の配備にあたり、ケガや不慮の事故などがあった場合に、外あそびをサポートする人材を救済・補償する保険制度の整備も必要である。国による放課後事業予算の拡充を通じて、自治体が十分に予算を確保し、安心して活動できる環境や補償体制を構築・維持することが求められる。
- 2) 地域のスポーツクラブ等による利用とのバランスをとる体制の整備

子どもの外あそび機会や放課後の安全な居場所が公平に確保されるよう、地域スポーツクラブや地域住民による利用と、無料の自由開放をバランスよく組み合わせて行う体制を築くことが必要である。例えば、コミュニティスクールや、放課後事業運営者、保護者を交えた話合いの場を設定し、そこで子どもたちの声を吸い上げながら、利用機会が公平に確保されるようにする。
- 3) 国の補助金制度の整備を通じた民間参入の促進

経済格差によって外あそび機会が損なわれることなく、広く子どもたちに校庭でのあそびや運動の機会を確保するため、国による補助金制度を通じて、民間事業者の運営において問題となる受益者負担を軽減し、民間参入を促進していくことが求められる。

4. 事例

1) 大阪府吹田市「[太陽の広場](#)」

- 地域住民が見守りボランティア「フレンド」さんやブロックアドバイザーを配置し、平日の放課後の自由開放を市内全 36 小学校で実施（児童は放課後帰宅せずに、そのまま遊べる環境・仕組みを完備）
- トラブル対応を含めた見守り人材（フレンドさん）向け研修の実施
- 連絡会議を通じて、フレンドさん、学校（校長・教頭）、学童保育保育指導員、青少年室の職員が月 1 回交流し、円滑な使用についての意見交換を実施
- 市が事業予算を、毎年、確保し、運営を継続

2) 東京都昭島市「[元気アップタイム](#)」

- 昭島市教育委員会（市教委）の支援の下、市内の全市立小学校において、放課後に校庭で行う運動あそびの時間「元気アップタイム」を週 1～2 回、設置。「時間・空間・仲間」という 3 つの「間」を大切に、という考えに基づき、意図的にこの 3 つの「間」を設定。子どもの利用料は無料。
- 子どもたちの体力向上・健全育成の取組のために市教委が作成した、「元気アップガイドブック」が提唱する運動あそびをプレイリーダーが活用し、あそびの場を支援。
- プレイリーダーは、子どもたちの特性をよく知る学習支援員や小学校教員志望の大学生などが務め、安全を見守る「ウォッチャー」、子どもと遊ぶ「プレイヤー」、子ども同士の関係を調整する「コーディネーター」、あそびをさらに面白くする「ファシリテーター」など多面的な役割を担っている。プレイリーダーへの手当ては、現在はスポーツ庁委託事業から支払われており、委託事業終了後は、東京都市長会の事業を通じて予算を確保する予定。

3) 神奈川県川崎市「[みんなの校庭プロジェクト](#)」

- 公園で禁止されることが多いボールあそびの場など、児童の自由なあそび場を確保するため、市立小学校で放課後や休日に校庭開放を推進するプロジェクト

- 5月末までにモデル校を選定し、遊び内容や曜日・時間帯など、児童の意見を反映させたルールで試験的に実施
- 今年度中にモデル校の児童にアンケートを行い、校庭開放における市の指針を作成し、来年度以降に市内全 114 校での実施を目指す

4) 神奈川県横浜市「[放課後キッズクラブ](#)」

- 小学校施設を活用し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で豊かな放課後の居場所を提供する事業。横浜市内のすべての市立小学校にクラブが設置されており、小学校に通う児童のほか、同区の私立・国立の小学生も利用できる。運営は、小学校が属する区役所が選定した NPO 法人、公益財団法人、株式会社等が行っている。日曜日・祝日以外はほぼ毎日開所している。
- 遊び場利用を目的とした「わくわく」と、それに加えて留守家庭児童のためのあそびと生活の場である「すくすく」があり、子どもが自由に遊べるほか、キッズの職員があそびを教えたり、キッズ開催のプログラムの提供がある。
- 「すくすく」は無料（保険加入料、おやつ代は別途）、「わくわく」は、利用時間の長さにより月額 2000 円から 5000 円程度の利用料がかかるが、世帯状況により、利用料の減免制度がある。

5) 東京都世田谷区「[あそび場開放](#)」

- 土曜日、日曜日、祝日、学校休業日などに 区立小学校の校庭を子どもたちの安全な「遊び場」として開放
- 遊び場の管理員として、指導員を配置。安全面の見守りのほか、遊びの指導も実施

WG5 - 園庭利用の促進

乳幼児の外あそび推進のためには、乳幼児にとって身近で安全な場であり、体格や発達に適した環境として、幼稚園や保育所、認定こども園の園庭が挙げられる。特に、地域の未就園児の保護者が安心して利用できる公園が少ないことから、幼稚園や保育所、認定こども園で実施される「園庭開放」を利用して外あそびを促進したい。

現状の課題

- 幼稚園や保育所、認定こども園は、管轄や教育・保育内容の基準、教育・保育時間の違い、園設備や園庭の状況、地域柄などによって、園庭を開放する頻度（曜日や日にち、時間帯など）に大きな差がある。また、園庭開放を園児募集の一環として位置付けている園も多く、利用者のニーズに合っていない現状がある。
 1. 人数や時間、遊具の対象年齢による制限がある。
 2. 園庭に屋外トイレが設置されていない施設も多い。
 3. 土曜日や日曜日に園庭を開放するためには、職員の休日出勤問題による人手不足にも直面する。
 4. 安全面を考慮すると、園職員もしくは園庭を管理する人材の立ち合いが必須であり、園の本来のカリキュラムや人員配置の変更、週末の時間外出勤などがあげられる。時間外出勤の手当は、補助金対象ではないため、園にも職員にも大きな負担となっている。また、園や職員の負担を軽減するために、園庭を管理する人材を確保する必要があるが、人材確保には費用がかかる。
 5. 園庭利用中のケガや事故においては、園が加入している保険で対応していることも多いが、保険の加入における取り決めは曖昧である。また、在園児以外の利用者の対応については、園が新たに保険へ加入する必要がある。

例：行事参加者（レクリエーション）傷害保険など

- 保護者への周知について、公立や私立、幼稚園や保育所、認定こども園といった各施設の園庭開放情報を取りまとめて周知している自治体はあるが、園庭開放の目的が載っておらず、イベントとして告知されているケースが多い。また、告知方法について、保護者が普段から目に入る施設（かかりつけ医や健診会場、スーパー等）に、掲示されていないことから、必要とする保護者に情報が届いていない現状がある。

目指すべき状況・構築されるべき環境

- 園庭は、低年齢の子どもたちが、安心して身近で遊ぶことのできる環境であり、かつ、子育て支援の場である。また、子どもや保護者にとって、交流の場であり、憩いの場でもある。
- 乳幼児にとっては、園内で実施することで、防犯面や衛生面、安全面が確保されるという最大のメリットがある。乳幼児用の遊具が設置していることから安全・安心な外あそびの場となる。また、外あそび環境によって子どもたちの生活リズムの改善につなげることができる。その他にも、在園児や地域の子どもたちとのふれあいが可能である。

- ・ 保護者にとっては、保護者同士のコミュニケーションやネットワークづくりができるという可能性もあり、その場に園職員もしくは園庭を管理する人材がいることで子育て相談もできる。さらに、教育・保育施設を知る機会にもなり、子どもにも保護者にも、園庭は魅力ある外あそびの場になる。

解決策としての国の施策・制度への要望

- ・ 乳幼児の外あそびの推進するためには、乳幼児にとって最も身近で安全な場である幼稚園や保育所、認定こども園の園庭の利用を促進されることが必要である。そのためには、行政の子育て支援事業において、園庭開放の実施を必須として位置づけられる必要がある。
- ・ 保育士や教諭、外部人材に対して、管轄が異なる幼稚園、保育所、認定こども園で統一した指針を設け、園庭利用における地域格差をなくす必要がある。そのためには、まず、園庭や園庭開放の実態調査を実施し、認定こども園、保育所、幼稚園に関する正確な現状把握を行うことが求められると考える。

1. 中央政府への要望

1) 地域子育て支援拠点事業の拡充を通じた園庭開放の促進

(対象：拠点として認定された保育所、認定こども園)

① 園庭開放を必須化するための予算の増加

- ・ あそびの提供・見守り・子育て相談等を行う人材の確保
- ・ 子育て支援事業を総合的に補償するための保険の取得
- ・ 園庭がない場合の代替場所にかかる費用

② 認定拠点の拡大のための認定基準の見直し

2) 地方交付金の配布を通じた自治体の子育て支援事業予算

(対象：幼稚園を含めたすべての園)

2. 自治体への要望

1) 子育て支援事業の拡充を通じた園庭開放の促進

(対象：幼稚園を含めたすべての園)

① 園庭開放を必須化するための予算の増加

- ・ 見守り・子育て相談等を行う人材の確保
- ・ 子育て支援事業を総合的に補償するための保険の取得
- ・ 園庭がない場合の代替場所にかかる費用

事例

1. 神戸市立幼稚園園庭開放事業（幼児のひろば）

神戸市教育委員会が幼児のひろば運営委員会に委託料を払って委託し、公立幼稚園の園庭開放が実施されている。園庭開放には、指導員を置き、開放施設の管理、利用者に対する安全指導がなされている。

2. 認定こども園文の里幼稚園（大阪府大阪市）

幼児体育の専門講師を招き、園庭あそびや親子ふれあい体操、サーキットあそびを行い、あそび方がわからない保護者が一緒にあそびに関われるような園庭開放を実施している。

WG6 - 多様化したニーズに対応した公園整備の必要性

1. 街区公園の現状

都市開発や地域社会の変化が進む現代において、かつての身近なあそび場であった路地裏や空き地が危険な場所となる等、あそび場所が大きく変化し減少している中、園や学校以外で最も身近で安全なあそび場である街区公園の整備が必要である。

街区公園は、住区基幹公園の9割を占めるが、維持管理費は近隣公園の1/4、地区公園の1/10程度の年間91万円程度に留まっている。

利用状況としては、他の公園は、休日の利用が多いのに対し、街区公園は平日と休日で差がない。より豊富な施設を求めて休日は、大規模な公園に人が集まる傾向である。利用者は、学齢前・小学校の合計利用率が他の公園と比べても高い。公園を選択した理由は、「近い」が最多であるが、公園で行う活動としては「子どもを遊ばせる」が減少傾向にある。保護者が欲しい公園の最多は「子どもを安心して遊ばせられる公園」であり、公園に期待する役割も「子どものあそび空間」が突出して一位となっている。〔都市公園利用実態調査2014(平成26)年〕

2. 街区公園利用促進における課題と必要な対応

(1) 公園の安全衛生管理

安全衛生管理の改善では、維持管理予算が圧倒的に少なく、管理者不在のため、事故が起きても実態がわからず、事後対応のみで、未然防止策が講じられていない。年間維持管理拡充および人材確保による持続的な安全管理が必要である。アンケート結果では、必要な公園の管理の内容第一位は遊具の点検、清掃であった。〔外あそび推進の会調査2021(令和3)年〕

①地盤、既存遊具の安全管理

点検できる人材確保のため、地域住民による管理資格(公園施設製品安全管理士)取得の促進、ノウハウを有する民間企業への積極的な委託などが挙げられる。

②防犯対策

防犯カメラ設置普及に加え、防犯ブザーの設置、交番や消防署付近への公園設置、園内を周囲から見えやすくする等、手入れがされていることで、人の目が行き届いた公園にする必要がある。

② 清潔な環境の維持

ボランティアが自主的に公園の美化活動を行うことは、多くの自治体で導入されている。なかでも、公園の里親制度では、住民との協働の一環としてPRを強化し、企業の地域貢献を公共事業入札時の条件として含めたことで、企業の参加が増えたが、継続しやすい制度づくりが課題となっている。

(2) 多様化する利用者ニーズ

インクルーシブ社会実現に向け、年齢や性別、障害の有無を問わないユニバーサルデザインの運動遊具や施設へのニーズが高まっている。また、2001(平成13)年3月の認可保育所に関する法改正を受け、全国的に園庭をもたない保育所が増えており、園庭の代替として主に街区公園が利用されている。園庭を持たな

い施設はほぼ毎日、また全体でも保育施設の半数以上が週1回以上公園を利用しており、その70%が街区公園である。低年齢層の屋外活動場として、街区公園が重要な場所となりつつある。乳幼児が安全に遊ぶためには、乳幼児向けの遊具を設置したコーナーを作るなどの工夫が必要だが、現状では整備が進んでいない。街区公園をはじめとする住区基幹公園は、小学生のあそび場や乳幼児をもつ親子の社交場、高齢者や就業者、近隣住民にとっての憩いの場、癒しの場、防災拠点といったように求められる役割が多様化している。年齢や性別、障害の有無を問わない、ユニバーサルデザインの遊具や施設を配備したインクルーシブなあそび場とすることや、乳幼児が安全に利用できる遊具を設置し、乳幼児にとって安全なあそび場とする。

さらに、災害時の避難場所としての防災機能を備え、防犯対策を講じた地域の場合とし、地域の安全性を向上させることが必要となる。

(3) 子どもへのアピール

デジタルメディアの浸透などにより子どもの室内あそび時間が増加し、コロナ禍で加速している。デジタルデバイスを使用する幼児は約7割、使用時間は平均1時間以上で、テレビ・ビデオについても別途1時間以上に対して、外あそび時間は30分以下となっている。

子どもを外あそびに引き込むことができる個性ある魅力的な公園、乳幼児も安心して遊べる公園づくりが必要である。

(4) 公園の利用ルール

公園の利用ルールが多く、子どもたちがのびのびと遊べない状況であり、地域住民の苦情により、公園の利用ルールが増え続けている。利用ルールの改正には、長期の時間を要することから、国からの通達により自治体における公園の利用ルール改正プロセスの迅速化が必要となる。同時に、これ以上ルールが増えないよう、地方行政との連携による子どもを地域で見守り育てるという意識の醸成が必要である。

3. 解決策としての国の施策・制度への要望

あそび空間として、最も比率が高く、身近に存在する街区公園の乳幼児を含む子どもによる利用が促進されること。そのためには、街区公園が適切に整備・管理され、障害の有無に関わらず、あらゆる年齢の子どもたちがいっしょに遊べる広場となることが求められる。

(1) 街区公園整備のための予算拡充および民間の活用を通じた持続的な管理

- ・公園の遊具や基礎土台の定期点検など、既存の公園整備
- ・防犯対策や防災機能のある公園の環境整備
- ・インクルーシブ環境の整備および事例の普及
- ・乳幼児の健全育成に向けた最新運動遊具の導入への支援

(2) ルール改正における自治体事業プロセスの迅速化の必要性

公園に対する多様化したニーズに対応するため、国土交通省が自治体に対し、公園の特性に応じた利用への働きかけ、および自治体による公園利用促進ルールの策定など

4. 事例

(1) 広島県東広島市：「公園の里親制度」

ボランティアが自主的に美化活動を行う制度。企業の地域貢献を公共事業入札時の条件として含めたことで企業の参加が増え、近年一般住民へのPRを強化したことで多くの自治体で導入された。

(2) 東京都渋谷区恵比寿第二公園：「インクルーシブ公園」

2021年7月にリニューアルされ、障害の有無にかかわらず、遊具で遊んだり、車いすでも公園内での移動が安心してできるインクルーシブ公園となった。

(3) 埼玉県八潮市：「防災機能のある公園」

防災機能を有する公園整備の基本構想が2019年3月に策定された。主に災害発生時に避難場所や救援物資の受け入れや搬送拠点など様々な活動を行える、防災拠点となる公園が整備された。

(4) 大阪府箕面市：「公園施設長寿命化計画」

- ・地域ニーズ・特性に応じて3つに公園を分類
- ・限られた財源を有効活用するため、規模・開設年度などから点数化し、高いものから集中投資
- ・児童・幼児に対するアンケート結果をもとに、人気の高い遊具を選定し、民間を活用して整備

(5) 千葉県船橋市：「ボールあそびができる公園」

2014年「こども未来会議」において中学生から「公園でボールあそびがしたい」との提案があり、翌年に検討委員会が発足し、3年間の試行事業を経て、ルール化にこぎつけた。2019年に本格実施となり、実際には、提案から5年もの歳月が流れた。

(6) 神奈川県二宮町：「公園統廃合計画」

町内の都市公園法で定められている「都市公園」はそのままにし、児童福祉法で定められている「児童遊園地」と「子どもの広場」を統合し、「児童遊園地」として管理する。また、今後、遊具を設置しない箇所については、「広場」（多目的広場）として管理していきます。この区分の変更を行うことにより、遊具を設置する箇所と設置しない箇所を明確にし、特色ある公園を創出する。

WG7 - 新たな外あそび環境の整備

本ワーキンググループでは、地域の身近なあそび場が減少している現代において、子どもたちが安全にのびのびと遊べる場所を確保するために、地域コミュニティの中で、また再形成する視点から、いかに新たな外あそび環境を構築すべきかについて、議論をした。現代の子どもたちの生きる力を育みながら、感性を刺激し、心身ともに健やかな成長を促すためには、日常生活をする地域に根付いた子どものあそび場の整備が極めて重要である。

1. 地域のあそび場の現状と課題

かつては、子どもたちが近くの公園や路地、空き地で遊ぶ光景が日常であったが、テクノロジーと暮らしの便利さが進化する中、子どもたちが、日常生活の中で自然とのつながりを感じながら、安全かつ思いきり遊ぶことができる空間が少なくなっている。特に自動車の普及により、人と車の事故が、自宅から 500m 以内の生活道路で多発しており、住宅の街路では安全性や快適性が損なわれている*¹。1970 年代に、曜日や時間帯を区切って車の通行を規制し、安全な子どもの遊び場を作るために創設された歩行者用道路（遊戯道路）は東京都内ではまだ数多く残っているが、管理や担い手の問題から、現在ではほとんどの自治体で廃止されているか、あってもほとんど機能していない。石川県でも、2020 年に最後の遊戯道路が廃止となった*²。地域の主なあそび場であるはずの公園においては、安全管理の問題や多くのルールが存在し、高齢者優先で利用され、子どもがのびのびと遊べない状況がある。

今、子どもを取り巻く環境に様々な分断が生じている。開発により自然環境が著しく減少していることから自然との分断が生じ、核家族化やマンション暮らしの普及によりコミュニティが欠落し、家族や学校教員以外の大人との間にも分断が生じている。地域における子どものあそび空間の減少は、こうした分断をさらに加速させている。

地域において子どもの外あそびを推進していくことは、地域住民と子どもの分断をなくし、地域全体で子どもを見守り育てるという意識づくりと、責任を分かち合うという気運を醸成することにつながっていく。地域コミュニケーションの軸となる新たなあそび場を確保することは、地域コミュニティの形成に極めて重要である。

2. 地域における新たな外あそび環境の整備の必要性

地域資源を生かして自然とのつながりを実感し、地域住民と交流しながら行う屋外のあそび場は、地域コミュニケーションの拠点となり、地域において生じている大人と子どもの分断を解消するだけでなく、子どもにとって当たり前ではなくなった自然との共生、自らがサステナブルな町や未来づくりに寄与できるという意識を育む。

また、自然環境を備えた場での外あそびは、子どもの感性、五感を磨き、生きる力を養う礎となり、現行の学習指導要領の基盤となっている持続可能な開発のための教育（ESD）が目指す子どもの資質・能力の向上につながるものであり、また、自らが設定した課題への取り組みなど、文部科学省の教育目標にも一致する子どもの能力を培うことができる。

そのような、地域の活性化につながる新たなあそび場として、その普及が検討されるべき好事例には、「コミュニティガーデン」および「みちあそび」がある。

➤ コミュニティガーデン

1970年代前半、不況で荒廃した都市部の再興を目的にアメリカで発祥したコミュニティガーデンは、「緑の効能」が注目され、ニューヨークやサンフランシスコなどの大都市で1000箇所以上に設置され、食、緑、地域コミュニティの拠点として取り組みが活発化している。また地域内の生ゴミを活用して堆肥をつくることで、ゴミの資源化やゼロウェイストにも繋がる。

- 子どもは、家庭的な穏やかな環境の中で、適度な運動をしながら、ゴミを資源として再利用する視点や食材の栽培、火を使った調理といった「育てる・作る・食べる」体験から人が自然循環を育むことを実感し、自律性、協調性、積極性の育成にもつながる。
- 現代社会で生きづらい若者の就労支援の場、加工品の消費が多い地域での対策、環境教育の場としても活用されており、地域コミュニティの関係改善、身体的および精神的な健康の改善、子どもの居場所にもなっている。
- 日本では、民間企業の建設予定地を使った、福岡市のアイランドシティ・コミュニティガーデンがある。福岡市、NPO、企業、住民の連携で立ち上げられ、隣接する広場も開放し、コンポストの設置、収穫した野菜の調理場などに活用されている。他の地域でも、ニーズが拡大している。

➤ みちあそび

- 住宅地の道路を、数時間住民主導で歩行者天国として開放し、「子ども」「みち」「あそび」を通じて、地域で人と人が出会える取り組みであり、大人も子どもも住みよい街を考えるきっかけを生み出すものである。
- 異年齢・多世代の人たちとの出会いが数多く生まれ、人間関係やコミュニケーションの大切さを学ぶ機会となり、高齢者と子どもの分断をなくすることができる。
- 地域が活気づくため、「自分たちのまちを自分たちで楽しくしたい」という感性をもつ人たちが増え、地域に活気が生まれる。

3. 新たな外あそび環境構築のために必要な施策・制度

地域コミュニケーションの拠点としての役割を担う外あそびの場として、「コミュニティガーデン」や「みちあそび」という地域に根差した取り組みが日本全国に普及するためには、下記の施策が講じられることが求められる。

- 地域内にある資源や場を新たな視点で活用することが子どもの教育と豊かな暮らしを実現し持続可能な町につながるという意識を国・自治体として高める。
- 国が主導して、コミュニティガーデンの実証事業を実施するとともに、広く普及させるために、国が自治体を予算面で支援することが必要である。
- 自治体により警察の対応がバラバラである状況を改善し、道路使用許可を取りやすくするなど、普及のための法の見直しが必要である。

*1 国土交通省 「都市における「歩く」まちづくりの現況と課題」 <https://www.mlit.go.jp/common/000022978.pdf>

*2 読売新聞「県内最後の「遊戯道路」廃止」（2022年8月21日） <https://www.yomiuri.co.jp/national/20200821-OYT1T50143/>

WG8 - 地域に根付いた意識改革

～親子・保育者・教育者～

1. はじめに

子どもたちが健全に育っていくためには、外あそびが重要である。しかし、日中、ほとんどの時間を過ごす園や学校において、外あそび時間を確保することは難しく、また、降園後・下校後の家庭や地域においても、外あそびの時間を確保することは難しい状況となっている。そこで、親や保育者・教育者の外あそびに関する意識改革が必要である。

2. 現状の認識と課題および対策

【親】

- ・ 共働きが大多数を占める子育て世帯においては、保護者の帰宅が遅かったり、大人の夜型生活に巻き込まれたりして、子どもの生活の夜型化が進み、生活リズムの乱れが生じている。そのため、外あそびが行われず、ますます生活リズムが乱れ、子どもの活動力や体力が低下するという悪循環が起こっている。
- ・ 外あそびの重要性を知らず、紫外線や熱中症、日焼けすることを不安に思い、暑さ・寒さ等から子どもたちを守ろうと、外あそびを避ける傾向がある。さらに、コロナ禍の自粛生活で拍車がかかった。
- ・ 屋外で、また、親子で、どのようなあそびができるかわからない現状もある。

【対策】

- ・ 子どもの成長にとって、外あそびが重要であること、正しい理論を共有する。
- ・ 親子で、からだを使っのた外あそびを知ってもらふ。おたより、参観日、運動会などで示す。

【子ども】

- ・ 園の自由あそびの時間に、暑さや寒さから、外へ行きたがらない。
- ・ 園庭に出ても、同じあそびしかしていない。
- ・ 砂場や飼育動物の観察など、静的なあそびを好む子どももいる。

【対策】

- ・ 楽しい外あそびの経験をする。まわりの大人が時間の確保
- ・ 安心・安全の場所の整備
- ・ 楽しい外あそびの奨励＜工夫が必要＞

【保育者（園）】

- ・ 園や学校における現状の課題として、天候（異常気象）、カリキュラム、スケジュール、安全管理などの問題だけでなく、保育者や教育者の外あそびの重要性についての認識の欠如・不十分さが挙げられる。
- ・ 日々のカリキュラムに忙殺あれ、外あそびの取り組みをするまでにいかない。消極的である。

- ・ 園庭がない、近くの公園も地域の利用者との兼ね合いから、園児が思い切り遊ぶことが難しいことがある。
- ・ 安全管理の面から、積極的に子どもたちと遊べなかったり、楽しい外あそび経験をさせることができなかったりする（保育者・教育者自身の外あそび経験不足）。

【対策】

- ・ 年間指導計画、デイリープログラムに、「外あそび」を計画的に導入する。
- ・ 職員間での意思統一を行う。
- ・ 研修や講演会に参加し、子どもの外あそびの重要性について学び、外あそびのレパトリーを増やして、意識改革と実践力を身につける。
- ・ 保護者に子どもの家庭でのあそびの実態を調査し、園の保育実践に活かす。
- ・ 園の取り組みを保護者にも伝え、家庭での実践を促す。
- ・ 保護者に歩くこと、からだを動かすことの重要性を、おたよりや保護者会を通して周知する。
- ・ 保護者に休日の過ごし方についても提案する。

【教育者（学校）】

- ・ 始業前、休憩時間、昼休み、放課後に、子どもたちがからだを動かす取り組みがなされていない学校もある。小学校の放課後は、子どもの安全への配慮、補充学習の実施などから、学校に残って遊ぶことをとりやめる学校もある。合わせて、教員の仕事也多忙となり、子どもに付き添って遊ぶ余裕はない状況である。
- ・ 課外クラブの指導に熱心な教員は、児童を集め、早朝練習、放課後練習、土日の練習や試合を実施している（例：土日は4時間以上の指導で手当がでる）が、課外クラブの指導教員の中には、放課後の校庭での練習が思うようにできないことを理由に、校庭開放をよく思わない場合もある。
- ・ 教員は、放課後は地域がしている活動と捉え、特に教員は関わる必要はないという意識で、様子を見に行ったり、地域の方に声をかけたりする関わりは希薄である。また、職員以外の人が、学校施設を自由に使用したり、校内に出入りしたりすることへの理解も好意的ではないことも多い。
- ・ 【対策】・外あそびが子どもの成長に大切であることを理解してもらう。とくに、運動以外の視点を理論として知ってもらう。
- ・ 始業前、休憩時間、昼休み、放課後に、子どもたちがからだを動かす取り組みを小学校全体で実践する。
- ・ あそび場所としての校庭開放の必要性を理解する（教室的な指導ばかりでなく、自由あそびの機会も増やす）。
- ・ 学校施設の開放の意義を学校単位で共有していくための説明や学校の方針として実施することを確認する。
- ・ 教育時間は教員が担当、放課後は地域（保護者・見守りをする機関など）が担当し、自校の児童を育てるという意識をもつ。

- ・ 教員負担が実務としてない（あそびの見守りや遊んでくれる人がいる）こと、外あそびのイベントで楽しんでいる子どもたちの様子にふれること、利用する保護者からのよい評価を聞くことで、外あそびの必要性を実感し、支援体制を整えていく。

3. 目指すべき状況・構築されるべき環境

- ・ 親、保育者・教育者が、子どもの健全な成長のための健康的な生活リズムの形成について、また、それにおける外あそびの重要な役割について理解する。
- ・ 外あそびによって、子どもが社会で活躍するために必要な資質・能力が育成されることについても、保護者の認知を高める。
- ・ 子どもたちが、外あそびを楽しく、わくわくする体験と認識し、外あそびのおもしろさで子どもの興味・関心を喚起するために、子どもの外あそびをサポート・指導する人材を確保する体制を、横断的に整備する。そうした人材が子どもを外あそびに導きながら、そのおもしろさを子どもが理解して日々実践する。

4. 解決策としての国の施策・制度への要望

- ・ 保育者・教育者には、子どもの健全な成長のための健康的な生活リズムの形成について、また、それにおける外あそびの重要な役割について理解、認知を高められるよう、横断的に保護者に対する啓発を行う。府・県単位や市町村単位での研修を実施し、講演・講習会や実技研修で理論的に学び、実施状況をビデオ等を見て、さらなる理解を深める。
- ・ 保護者には、母子手帳への掲載、検診時に渡すリーフレット、講演会などで、子どもの健やかな成長・発達には外あそびが必要であること、簡単なあそびについて周知する。
- ・ 保護者に対する啓発は、経済的困難を抱える家庭や障害のある子どもの家庭に対しても配慮しながら行われるようにする。

～行政・地域住民～

1. はじめに

子どもの健全な成長のための外あそびを推進するためには、子どもが安全・安心に外あそびをすることができる環境を整備する必要がある。しかし、現状では子ども達が外でのびのびと遊ぶことを阻害してしまう要因が多数存在している。本ワーキンググループでは、子どもの外あそびを阻害する要因や課題を抽出し、それらの課題を解決するための可能性を探ると共に、行政や地域住民など大人の意識改革の必要性について議論した。

2. 現状の認識と課題

現状の課題として、以下の3つの観点から議論を行った。

- ①公園における多数の禁止事項（ボールを使用しない、大声を出さない等）により、子どもが公園でのびのびと遊べない。

②子どもの貴重なあそび場である公園を高齢者が優先的に使用している

③核家族化・共働き家庭の増加により、保護者があそびを見守ることができない上に、地域にも代わりとなる大人がおらず、子どもが地域で遊ぶ機会が減少している。

→子ども達が安全で安心に外あそびができない大きな原因の一つとして、子どもと地域コミュニティの分断があるのではないかと考えた。

3. 目指すべき状況・構築されるべき環境

子どもにとって遊ぶ場所は、どんなに時代が変わっても、今も昔も変わることなく、自分の住み慣れた街であり、地域であり、コミュニティであるはずである。子どもの声が騒音と捉えられたり、大人があそび場を占有したりする等、公園や屋外空間で子どものあそびが制限されるという状況を変えるためには、地域で遊ぶ子ども達を、地域の人たちがもっと大切に育ててあげるようなコミュニティにならなくてはならないはずである。外あそびの推進を通じて、地域住民と子どもの分断をなくし、子どもを見守り、育てるという意識を醸成することができれば、子どもを大切にしまちや、コミュニティの形成へとつながっていくのではないかと考えた。

4. 解決策としての国の施策・制度への要望

外あそびの推進を通じて、地域住民と子どもの分断をなくすためには、地域住民が子どものあそびを受け入れ、子どもの健全な成長について、そしてそれにおける外あそびの重要な役割について、自治体が地域住民の啓発を行うことにより、未来を担う子どもを社会全体で育てるという意識を醸成する必要がある。そのための具体的な方策として、①基本法や基本計画に「外あそび推進」の重要性を明記すること、②外あそび環境を積極的に整備する自治体への助成制度を設けること、③地域コミュニケーションの軸となる新たなあそび場を創設することが考えられる。

4-1. 基本法や基本計画に「外あそび推進」の重要性を明記することの意義

子ども家庭庁が創設されるにあたり、「子ども基本法」が国会に提出され、審議されている。本法案の中に子どもの外あそびの権利を明記することが何よりも重要だと考える。また、地方自治体にとっては最上級の計画として、総合計画があるので、本計画の中に外あそび推進を明記することも重要である。さらに、法律や総合計画でなくても、例えば、「子ども子育て支援計画」のように、国が計画を策定することで、それにならって県や市町村が計画を策定するような計画がある。その大本である国の計画に、外あそび推進に対する文言が明記されると、おのずと県も市町村もそれにならうことになるので、実効性のある計画が策定されると考える。

4-2. 外あそび環境を積極的に整備する自治体への助成制度を設けることの意義

一例として、日本が批准している条約に、子どもの権利条約がある。子どもの権利条約の第31条には、「遊ぶ権利」が明記されているが、この条約を具現化する取り組みとして、ユニセフの「子どもにやさしいまちづくり事業」がある。日本では、2018年から町田市や奈良市など5つの自治体が日本ユニセフ協会から委託を受け、日本型モデルの有効性を検証している。2021年には検証5自治体が日本ユニセフ協会から実践

自治体として承認され、本格実施にむけた覚書を締結している。こうした取り組みは今後全国的に広がっていくことが望ましいので、そうした自治体への支援策を講じる必要があると考える。

4－3. 地域コミュニケーションの軸となる新たなあそび場を創設することの意義

都心部であろうと、郊外であろうと少なからず地域資源は存在するはずである。そういった地域資源を生かしたあそび場で、自然とふれあい、地域住民と交流しながら行う外あそびは、子どもにおいて自然との共生、サステナブルな未来やまちづくりに貢献できるという意識を育む。また、自然環境を備えた場での外あそびは、子どもの感性、五感を磨き、生きる力を養うものであり、現行の学習指導要領の基盤となっている持続可能な開発のための教育が目指す、子どもの資質や能力の獲得につながるものとする。

具体的な事例としては、現在国交省が進めている「まちなかウォークブル推進事業」が有望であると考えられる。一方で、この事業が地方で採択されるためには、基本計画を策定する必要があるが、この計画の中に「外あそび」の概念が入っていないければ、ウォークブル事業における外あそびの可能性は無くなってしまう事が懸念される。これから本事業を推進するにあたっては、基本計画の策定段階において「外あそび」の概念を盛り込むよう、地方自治体に対して助言することが重要であるとする。

5. おわりに

本ワーキンググループでは、子どもの外あそびを阻害する要因や課題を抽出し、それらの課題を解決するための可能性を探ると共に、行政や地域住民など大人の意識改革の必要性について議論した。その結果、子ども達が安全で安心して外あそびができない大きな原因の一つとして、子どもと地域コミュニティの分断があるのではないかと考えた。子どもにとって遊ぶ場所は、どんなに時代が変わっても、今も昔も変わることなく、自分の住み慣れた街であり、地域であり、コミュニティであるはずである。現在の子どもの達が置かれている状況を変えるためには、地域で遊ぶ子ども達を、地域の人たちがもっと大切に育ててあげるようなコミュニティにならなくてはならないし、外あそびの推進を通じて、地域住民と子どもの分断をなくし、子どもを見守り、育てるという意識を醸成することができれば、子どもを大切にしたいまちや、コミュニティの形成へとつながっていくのではないかと考えた。そして、その具体的な方策として、基本法や基本計画に「外あそび推進」の重要性を明記すること、外あそび環境を積極的に整備する自治体への助成制度を設けること、地域コミュニケーションの軸となる新たなあそび場を創設すること、の3点を国への提言として取りまとめた。